株主各位

証券コード 7612 平成29年6月12日

東京都港区東麻布三丁目3番1号

株式会社Nuts 代表取締役社長森田浩章

第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第40回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、 以下のいずれかの方法により、議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月28日 (水曜日) 午後6時までに到着するようにご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

39頁から40頁に記載の「インターネットによる議決権行使について」をご参照の うえ、平成29年6月28日 (水曜日) 午後6時までに議案に対する賛否をご送信ください。

記

1. 日 時 平成29年6月29日(木曜日)午前10時2. 場 所 東京都港区芝公園二丁目5番20号

メルパルク東京 3階 百合

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項 第40期 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容、並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 定款の一部変更の件

第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 5名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

第4号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬額改定の件

4. 議決権行使についてのご案内

- (1) 議決権行使書またはインターネットにより議決権を行使いただく際の取り扱い については、次のとおりとさせていただきます。
 - ① インターネットにより、複数回議決権を行使された場合は、最後に行われた ものを有効な議決権行使とさせていただきます。
 - ② 議決権行使書とインターネットの両方で議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効な議決権行使とさせていただきます。ただし、両方が同日に到着した場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社へご通知ください。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

(提供書面)

事 業 報 告

~ 平成28年4月1日から ~ 平成29年3月31日まで

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

① 業績の概況

当事業年度におけるわが国の経済は、政府による経済政策や金融緩和策等を背景に企業業績や雇用環境が改善し、景気は緩やかな回復基調をもって推移いたしましたが、中国をはじめとする新興国の経済減速リスクが高まり、国内外ともに景気の先行きに対する警戒感が強まっています。

しかしながら、当社が主な事業領域といたしますアミューズメント業界におきましては、平成26年4月の消費税アップによる消費意欲の低下や新作不振、オンラインゲームの拡張といった要因から、当事業年度においても大きな改善がみられませんでした。

このような状況のなかで当社は、平成23年3月期決算より継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しており、第40期(当事業年度)についても、厳しい経営を余儀なくされました。

当社は、当該状況の早期打破に向けて「全員の力で黒字化継続」を合言葉に、「新規事業の早期実現と既存事業の強化・拡大」「財務体質の改善」「販売費及び一般管理費削減の徹底」「経営方針の明確化と経営資源の最適化」の4つの柱となる施策に継続して注力してまいりました。

しかしながら、市場の縮小を上回る施策の実行には至らず、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消する事はできませんでした。

結果として、当事業年度の業績は、売上高については892百万円(前事業年度 比335.25%増)となり、営業損失357百万円(前事業年度52百万円の営業損失)、 経常損失58百万円(前事業年度52百万円の経常損失)、当期純損失61百万円(前事 業年度53百万円の当期純損失)を計上いたしました。

このような業績から期末配当につきましては、引き続き無配とさせていただきたく、株主の皆様には、誠に申し訳なく深くお詫び申しあげますとともに、何卒、ご了承賜りますようお願い申しあげます。

各事業部門別の概況は、次のとおりであります。

(コンテンツ事業)

コンテンツ事業につきましては、版権仲介ビジネスの一環である映像コンテンツの撮影及び制作等の周辺事業を中心に営業活動を行ってまいりました。

前事業年度に比べて、制作等の周辺業務の受注が大幅に増加し、売上高は763 百万円(前事業年度比3,232.6%増)、セグメント損失は120百万円(前事業年度 2百万円のセグメント利益)となりました。

(アミューズメント事業)

アミューズメント事業につきましては、アミューズメント施設用メダルゲーム機への転用関連事業を中心に営業活動を行ってまいりました。

前事業年度に比べてアミューズメント施設用メダルゲーム機への転用関連事業に関する受注が減少いたしました結果、売上高は128百万円(前事業年度比29.2%減)、セグメント利益は26百万円(前事業年度比45.2%減)となりました。

事業部門別売上高

(単位:千円)

		\			期	別	第40期(当事業年度) 【 平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで】			
部	門						金	額	構成比	
コ	ン	テ	ン	ツ	事	業		763, 605	% 85. 55	
ア	₹ ユ	_	ズメ	ン	ト事	業		128, 962	14. 45	
î	合				計			892, 568	100.00	

- ② 設備投資の状況 該当事項はありません。
- ③ 資金調達の状況

当社は、平成28年5月12日を払込期日とする第三者割当増資による新株式の発行により、315,000千円の資金調達を行うとともに、平成28年11月2日を払込期日とする第三者割当増資による新株式の発行により、999,360千円の資金調達を行いました。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 当社は、平成29年2月1日付で株式会社JBプランニングの発行済株式の全てを 取得し、100%子会社といたしました。

(2) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

(単位:千円)

区		分	第 37 期 (平成26年3月期)	第 38 期 (平成27年3月期)	第 39 期 (平成28年3月期)	第 40 期 (当連結会計年 度) (平成29年3月期)
売	上	高	_	_	_	_
経常利益	益又は経常打	損失(△)				_
親会社株主に帰		は当期純損失(△)				_
	<u>-</u> り 当 期 純 利 り 当 期 純 損 身		_	_	_	_
総	資	産				3, 227, 613
純	資	産	l	_		1, 281, 950
1株当7	たり純資産	額(円)	_	_	_	21円10銭

⁽注) 1. 第40期(当連結会計年度)が連結計算書類の作成初年度であり、また、連結子会社のみなし 取得日を連結会計年度末日としていることから、当連結会計年度においては貸借対照表のみ 連結しているため、連結損益計算書は作成しておりません。

②当社の財産及び損益の状況

区		分	第 37 期 (平成26年3月期)	第 38 期 (平成27年3月期)	第 39 期 (平成28年3月期)	第 40 期 (当事業年度) (平成29年3月期)
売	上	高	1, 322, 510	876, 720	205, 069	892, 568
経常利益	监又は経常損	失(△)	△ 107,779	5, 887	△52, 607	△58, 022
当期純利	益又は当期純	損失(△)	△ 179, 283	4, 319	△53, 821	△61, 946
	<u>-</u> り当期純利 り当期純損失		△ 4円69銭	0円11銭	△1円41銭	△1円22銭
総	資	産	218, 835	184, 868	139, 175	3, 210, 262
純	資	産	63, 355	67, 587	13, 756	1, 281, 950
1株当力	こり純資産	額(円)	1円66銭	1円77銭	0円36銭	21円10銭

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
 - 3.1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
 - 4. 第40期 (当事業年度) の状況につきましては「(1) 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業
株式会社JBプランニング	1,000千円	100.00%	コンテンツ事業

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の日本経済の見通しとしましては、政府による経済政策の効果が下支えとなり、企業業績の改善によって明るい兆しがみえつつあります。

しかしながら、当社の主力事業であるメダルゲーム機、クレーンゲーム機など 機械娯楽の分野は、貸しメダルの単価の下落や消費税アップの影響によるお客様 の来店頻度の減少などから厳しい経営環境が継続しております。

当社といたしましては、時流の動きを見逃すことなく、コンテンツ事業を中心とした新規事業の立ち上げにも鋭意努力していくとともに、既存事業についてはソーシャルネットワークゲームでは決して体験できない臨場感を活かし、お客様により魅力的な娯楽の提供ができるという部分に活路を見出していく所存でございます。

このような現状を踏まえたうえで当社は、平成23年3月期決算より生じている継続企業の前提に疑義を生じさせるような状況を解消すべく「全員の力で黒字化」を合言葉に引き続き以下の課題に対処してまいります。

1. 新規事業の早期実現と既存事業の強化

経営環境や時流の変化に柔軟かつ迅速に対応し、実効性の高い新規事業の発展・育成に尽力してまいります。既存事業についても、引き続き強化・拡大の為の施策を実行し、安定的な収益を継続的に確保できる体制を構築いたします。

2. 経営方針の明確化と経営資源の最適化

当社の会議体である経営会議、取締役会を継続企業の前提に疑義を生じさせるような状況の解消に向けての施策・試案・進捗状況の確認等の横断的な議論・判断の場とすべく運営しております。

このような会議体において採算性を重視した経営方針による経営効率化を推進中であり、経営陣と従業員が目的意識の共有化を図るとともに経営の客観性及び透明性の向上を図ってまいります。

今後も当社は上記諸施策を実践することで早期に業績の回復を図ることに集中し全社一丸となって取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒一層のご指導、ご支援を賜りますようお 願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容(平成29年3月31日現在)

当社は、国内外の芸能人やアニメキャラクター等のコンテンツ版権の契約仲介ならびに広告代理を行う「コンテンツ事業」、プライズゲーム機やメダルゲーム機等の販売・運営・管理事業を行う「アミューズメント事業」を主たる事業としております。

(6) 主要な営業所及び工場(平成29年3月31日現在)

本 社 東京都港区東麻布三丁目3番1号 アイザック東麻布4階

(7) **使 用 人 の 状 況** (平成29年3月31日現在)

使 用 人	数	前事業年度末比増減	平	均	年	齢	平	均	勤	続	年	数
8 (0) \$	各	1 (0) 名		;	39.9歳				4	4. 00	年	

- (注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
- (8) 主要な借入先の状況 (平成29年3月31日現在) 該当事項はありません。
- (9) その他会社の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株 式 の 状 況 (平成29年3月31日現在)

① 発行可能株式総数

184,952,000株

② 発行済株式の総数

60,118,220株(自己株式130,511株を含む)

③ 株 主 数

3.969名

④ 大 株 主 (上位10名)

巾	朱			Ē	È			ś	各	持	株	数	持	株	比	率
長		谷		Щ			隆		志		8, 72	5千株			14.	55%
森			H			浩			章		7, 87	5			13.	13
H	本	証	券	金	融	株	式	会	社		3, 21	4			5. 5	36
松	井	訂		券	株	코	ì	숲	社		1, 36	5			2. 2	28
松		1	畄			哲			也		1, 34	2			2. 2	24
猪		J	投			隆			明		87	2			1. 4	45
野	村	謟	Š.	券	株	코	Ì	숲	社		84	9			1. 4	12
安		J	亰			浩			司		74	0			1. 2	23
浅		ì	沼			廣			幸		65	7			1.	10
村		I	Ц			俊			彦		64	0			1. (07

(注) 持株比率は自己株式 (130,511株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況 該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況 該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況 当事業年度において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(1) 第3回新株予約権

決議年月日	平成28年10月17日
新株予約権の数(個)	6, 940, 000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	_
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	6, 940, 000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	72
新株予約権の行使期間	自 平成28年11月2日 至 平成30年11月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額(円)	発行価格 72 資本組入額 36
新株予約権の行使条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の 承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(2) 第4回新株予約権

決議年月日	平成28年10月17日
新株予約権の数(個)	6, 940, 000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	_
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	6, 940, 000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	72
新株予約権の行使期間	自 平成28年11月2日 至 平成30年11月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額(円)	発行価格 72 資本組入額 36
新株予約権の行使条件	1.本新株予約権の一部行使の一部行使の一部では一一部では一一部では一一部では一一部では一一部では一点には一点には一点には、一部では一点には、一点には、一点には、一点には、一点には、一点には、一点には、一点には
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況(平成29年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況等				
代表取締役社長	森 田 浩 章					
取 締 役	佐々木 浩 司	アミューズメント事業部長コンテンツ事業部長				
取締役(監査等委員)	粂 川 勲	常勤				
取締役(監査等委員)	西片大	株式会社グローバル・パートナーズ・コンサルティング取締役 税理士法人グローバル・パートナーズ代表社員 山 加 電 業 株 式 会 社 社 外 監 査 役				
取締役(監査等委員)	松尾慎祐	株式会社アイ・エー・エスエス社外監査役 さくら共同法律事務所パートナー弁護士 株式会社タチエス社外監査役				

- (注) 1. 取締役西片大氏及び取締役松尾慎祐氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査等委員会による監査の実効性を確保するため、常勤の監査等委員を選定しております。
 - 3. 監査等委員粂川勲氏、監査等委員西片大氏及び監査等委員松尾慎祐氏は、以下のとおり、 財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・監査等委員条川勲氏は、当社の内部監査室長として平成20年4月から平成24年3月まで勤務 し、通算4年以上にわたり当社の決算手続ならびに財務諸表等の監査に関与しており財務及 び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - ・監査等委員西片大氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - ・監査等委員松尾慎祐氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び財務、会計に関する 相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 当社は、取締役西片大氏及び取締役松尾慎祐氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同証券取引所に届け出ております。
 - 5. 当該事業年度中に辞任した取締役は次の通りであります。

(氏名) (辞

(辞任時の地位)

(辞任年月日)

计角智之

取締役 (監査等委員)

平成28年6月29日

② 取締役の報酬等の総額

イ 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	3名 (一)	23, 040千円 (一)
取締役(監査等委員)(うち社外取締役)	4 (3)	13, 500 (7, 500)
合 計	7	36, 540

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第38回定時株主総会において年額150百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。なお、上記の支給員数は、平成28年6月29日開催の第39回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役(監査等委員を除く)1名を含んでおります。
 - 3. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第38回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。なお、上記の支給員数は、平成28年6月29日開催の第39回定時株主総会終結の時をもって辞任した監査等委員である社外取締役1名を含んでおります。
 - ロ 当事業年度に支払った役員退職慰労金 該当事項はありません。
 - ハ 社外役員が子会社から受けた役員報酬の総額 該当事項はありません。
 - ③ 社外役員に関する事項
 - イ 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法 人との関係
 - ・取締役(監査等委員) 西片大氏は、株式会社グローバル・パートナーズ・コンサルティング取締役及び税理士法人グローバル・パートナーズ代表社員であります。なお、当社と株式会社グローバル・パートナーズ・コンサルティング及び税理士法人グローバル・パートナーズとの間には特別の関係はありません。
 - ・取締役(監査等委員)松尾慎祐氏は、さくら共同法律事務所パートナー弁護士であります。なお、当社とさくら共同法律事務所との間には特別の関係はありません。
 - ロ 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法 人等との関係
 - ・取締役(監査等委員) 西片大氏は、山加電業株式会社の社外監査役であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役(監査等委員)松尾慎祐氏は、株式会社アイ・エー・エスエス及び 株式会社タチエスの社外監査役であります。なお、当社と兼職先との間に は特別の関係はありません。

ハ 取締役会及び監査等委員会への出席状況

		役会 開催)	監査等委員会 (14回開催)			
	出席回数	出 席 率	出席回数	出席率		
取締役(監査等委員) 西 片 大	14回	93.3%	13回	92.9%		
取締役(監査等委員) 松 尾 慎 祐	11回	100%	11回	100%		

取締役(監査等委員)松尾慎祐氏は、平成28年6月29日に選任されたため、取締役会及び監査等委員会の開催回数が他の社外取締役と異なります。なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は11回、監査等委員会の開催回数は11回となっております。

・取締役会、監査等委員会における発言状況

取締役(監査等委員) 西片大氏は、主に公認会計士としての専門的見地 から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する ための助言・提言を行っており、監査等委員会においても、必要に応じ公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

取締役(監査等委員)松尾慎祐氏は、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、監査等委員会においても、必要に応じ弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第 1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・取締役が任務を怠ったことによって損会社法第423条第1項の損害賠償責任 を負う場合は、同法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責 任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該監査等委員である取締役が責任の 原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るも のとする。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名 称 監査法人元和
- ② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

14,250千円

当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 14,250千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえて、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

- 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- ③ 非監査業務の内容 該当事項はありません。
- ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人元和は、会社法第427条第1項の規定に基づく、同 法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 当社は、取締役を含む当社に属する者の全ては、法律と秩序を守り常に社会 人としての倫理・規範意識の向上を図り、社内規程・規則の遵守を推進すべく コーポレート・ガバナンス行動基準を定め、これらコンプライアンス体制の監 視・検証を行う機関として「コンプライアンス推進室」を設置して法令あるい は定款の違反を未然に防ぐ体制としております。

当社は、社内の不祥事、不正及び事故等について法令、就業規則等の社内規程及びコーポレート・ガバナンス行動基準通則に定める倫理規範に照らし違反若しくは違反する恐れを発見した場合の通報、事務処理及び通報者の人事上の取扱いを定めた内部通報制度(コンプライアンス・ホットライン)を制定し、コンプライアンス推進室は匿名性の保証のもとに外部法律事務所と連携してこの対応にあたるものとしております。当社の内部通報制度は、役員・社員の不正等を通報によって摘発することを主目的とするものではなく、適正事務処理の推進、社会人としての倫理の向上及び不正等の抑止力とすることで、事業経営の健全化を推進することを第一の目的としています。

またコンプライアンス推進室が、取締役の法令・定款違反を確認したときは、 取締役会への報告を要するものとしておりガバナンス体制の強化を図っており ます。

更に当社は、健全な会社経営のため、市民社会の秩序や安全に脅威を与える 反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当要求には断固 として拒絶することとしております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行の決定に係る情報の記録については、取締役会規程に従い議事録を作成し保管、管理するものとしており、その他の指示、命令、許可、承認、報告等を明らかにする全ての文書書類の作成及び保管管理は、文書取扱規程の定めによることとしております。また、これらの文書は取締役、内部監査室担当者は常時閲覧できるものとしております。

— 15 —

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスクマネジメント管理体制を整備し、リスクマネジメント担当者 は各部門長と協議のうえリスクマネジメント基本方針、推進体制を決定し、代 表取締役社長に報告しなければならないものとしております。

事故、事件、火災、災害などの全社的リスク管理については、総務部が行い、 総務部は代表取締役社長及び担当取締役との連携を定期的に行うこととしております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、5名の取締役によって構成されており、毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し意思決定の迅速化と円滑化を図っております。

取締役会は、社内規程及び会社法等に定める事項の他、経営に係わる重要事項を決定するとともに、経営施策事項等の進捗状況及び実施結果の報告や経営上に派生する重要なあらゆる問題点の提起を受け、その問題点に対する改善策を決定する場としても機能しており、経営意思の決定が迅速且つ適正に行われるための機関として位置付けております。また、取締役会は、取締役に対し一部の業務執行の決定を委任して、取締役の職務の執行の監督機能を高めることとしております。また、取締役会の機能をより強化し経営の効率化と適正化の向上を推進し、経営課題の実務的な審議を行う会議体として取締役、内部監査室担当者、その他を構成員とする経営会議を設置しております。経営会議は、毎月1回以上開催し、取締役会決議の事前審議の場として機能させることで、取締役による経営の迅速且つ適正な意思決定を図り、且つ相互牽制の向上に寄与する体制としております。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、限りない企業価値の創造と企業倫理の高揚を推進し、社会的責任を全うするための経営理念を「HEART=心」としております。この「HEART=心」には「心から」「心をこめて」「信頼・信用を大切にする精神」として、当社の思い、そして将来的な在るべき姿への思い、願いを込めております。この経営理念を達成するための基本的な活動方針として「コーポレート・ガバナンス行動基準通則」を制定し、職務執行時の活動ガイドラインとしており、コンプライアンス推進室はこの徹底を図るとともに日常業務の中心を為す使用人に対する社会倫理の高揚を図り、法令、定款はもとより規範の遵守を推進する教育指導体制を執り、不正、不祥事発生防止と、企業モラルの向上に積極的に取り組むこととしております。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 当社は、子会社の総務及び人事並びに経理及び財務の機能を当社の管理本部 が担うことにより、当社の企業集団における業務の適正を確保することに努め ております。

さらに取締役会で当社の管理本部が当社子会社の業務の進捗状況の報告と重要事項の報告を行い、当社グループ全体の迅速な意思決定と業務遂行に努めております。また当社内部監査室が当社子会社へのモニタリング、監査を強化することにより当社グループ全体における適正な業務の運営を推進して参ります。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、組織形態、組織総人員及び売上規模を勘案し、監査等委員会の職務を補助する使用人を配置しておりません。監査等委員会から監査等委員の補助業務のための監査等委員スタッフの求めがある場合は使用人を配置することとしており、その使用人の人選、異動時期及び期間、その他の人事については、監査等委員会と総務部が事前に協議を行うこととしております。また、監査等委員会は、その職務を補助すべき者として配置された使用人に対する指揮・命令権を有することとしております。

⑧ 取締役(監査等委員を除く)及び使用人が監査等委員に報告するための体制、 その他の監査等委員への報告に関する体制

監査等委員は、重要施策に対する意思の決定の過程、実施状況及び実施結果に対する妥当性、適正性及び公平性を把握するため、取締役会、経営会議、内部統制委員会などの重要な会議へ出席すると共に稟議書及び各種申請書類等の職務執行上重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人に質問、説明を求めることができることとしています。

監査等委員は会計監査人から監査方針、監査重点項目、監査スケジュール等について事前に提示を受けるほか途中経過報告や指摘事項、要改善事項等の結果報告を受け、対処等についての協議を行っております。一方、監査等委員は内部監査室が実施する社内監査については、内部監査の実施計画、監査の実施、監査結果の内容検討及び改善事項の処理の確認等についての相互確認を行いながら共同して内部監査を実行することとしております。

なお、監査等委員会が実施する監査については、取締役の職務執行に係ることであることを勘案し、監査等委員会規程に基づいて実施しております。

⑨ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査等委員会の監査の実効性を確保するため、監査等委員が代表取締役、取締役、内部監査室担当者、監査法人と定期的に情報・意見を交換する機会の確保を保証しており、監査等委員は必要に応じていつでも、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとしております。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

① 主な会議の開催状況について

取締役会は15回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が出席いたしました。その他、監査等委員会は14回、経営会議は14回開催いたしました。

② 監査等委員会について

監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

③ 内部統制監査について

内部統制委員会は、所定の監査計画に基づき、当社の各部門の内部統制監査を実施いたしました。

(7) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する体制

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針といたします。今後も、中長期的な視点に立って、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上ならびに株主価値の増大に努めてまいります。

しかしながら、当事業年度の期末配当につきましては、繰越損失の解消に至らないため、誠に遺憾ながら見送らせていただきたく存じます。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2, 566, 983	流 動 負 債	1, 857, 487
現金及び預金	2, 429, 490	買 掛 金	49, 262
売 掛 金	79, 410	短 期 借 入 金	17,000
商品及び製品	587	未払法人税等	17, 542
そ の 他	57, 495	前 受 金	1, 728, 000
		そ の 他	45, 682
固 定 資 産	660, 629		
有 形 固 定 資 産	220, 857	固 定 負 債	88, 175
建物	140, 500	長期預り保証金	88, 175
車 両 運 搬 具	15, 173		
工具、器具及び備品	684		
土 地	64, 500		
無形固定資産	343, 066	負 債 合 計	1, 945, 662
権 利 金	334, 362	(純資産の部)	
そ の 他	8, 704	株主資本	1, 265, 988
		資 本 金	3, 568, 096
投資その他の資産	96, 705	資 本 剰 余 金	2, 618, 477
長 期 貸 付 金	1, 434, 012	利 益 剰 余 金	△4, 850, 819
破産更生債権等	114, 673	自 己 株 式	△69, 765
敷金及び保証金	346, 622	新 株 予 約 権	15, 962
長期未収入金	275, 416		
そ の 他	83		
貸倒引当金	△2, 074, 102	純 資 産 合 計	1, 281, 950
資 産 合 計	3, 227, 613	負 債 純 資 産 合 計	3, 227, 613

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書及び連結株主資本等変動計算書

当連結会計年度は連結計算書類の作成初年度であり、また、連結子会社のみなし取得日を連結会計年度末日としていることから、当連結会計年度においては貸借対照表のみを連結しているため、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書は作成しておりません。

連結注記表

※記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

- 1. 連結の範囲に関する事項
 - ・連結子会社の数 1社
 - ・連結子会社の名称 株式会社 IBプランニング
- 2. 連結の範囲の変更に関する事項

平成29年2月の株式取得に伴い、株式会社JBプランニングは当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、7月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

4. 重要な会計方針に係る事項

商

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

品 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下 げの方法により算定)を採用しております。

- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建 物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 6~8年

②無形固定資産 定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率 により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案 し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる事項 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更等に関する注記)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

14,948千円

(金融商品に関する注記)

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ①金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業遂行に必要な資金を自己資金により賄っており、銀行等金融機関からの借入は行っておりません。一時的な余剰資金については、短期的な銀行預金に限定して運用を行っております。また、デリバティブ取引は行っておりません。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、敷金及び保証金については当社事務所の賃貸に係るものと営業取引に係る保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。法人税、住民税及び事業税の未払額である未払法人税等はそのすべてが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

- ③金融商品に係るリスク管理体制
 - (i) 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理 営業債権については、各事業部及び経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリン グレ、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収 懸念の早期把握や軽減を図っております。
 - (ii) 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手 許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。
- ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑤信用リスクの集中

当連結会計年度の決算日現在における営業債権のうち28.5%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注) 2. 参照)。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2, 429, 490	2, 429, 490	_
(2) 売掛金	79, 410	79, 410	_
(3) 長期貸付金	1, 434, 012		
貸倒引当金(*1)	△1, 434, 012		
	_	_	
(4) 破産更生債権等	114, 673		
貸倒引当金(*1)	△114, 673		
	_	_	
(5) 敷金及び保証金 (*2)	251, 546		
貸倒引当金(*1)	△250,000		
	1,546	1, 388	△158
(6) 長期未収入金	275, 416		
貸倒引当金(*1)	△275, 416		
	_		
資産計	2, 510, 446	2, 510, 288	△158
(1) 買掛金	49, 262	49, 262	
(2) 短期借入金	17,000	17,000	$- $
(3) 未払金	17, 193	17, 193	_
(4) 未払法人税等	17, 542	17, 542	_
負債計	83, 998	83, 998	

^(*1) 個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

^(*2) 見合いの長期預り保証金を差し引いた後の純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 長期貸付金、(4) 破産更生債権等、(6) 長期未収入金
 - これらは貸倒懸念債権等であるため、先方の財務内容・事業の回収見込額等を勘案し、個別に全額引当金計上を行っております。
- (5) 敷金及び保証金

時価については、将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間に基づき国債の利回り等適切な指標により割り引いて算定しております。短期間で決済されるものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、敷金及び保証金のうち回収が見込めないと認められる金額の未償却残高については、上表には含めておりません。

また貸倒懸念債権については先方の財務内容・事業の回収見込額等を勘案し、個別に全額引当金計上を行っているため時価の把握を省略しております。

負債

- (1) 買掛金、(2)短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿 価額によっております。
- 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品 該当事項はありません。
- 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2, 429, 490	_	_	_
売掛金	79, 410	_	_	_
敷金及び保証金	_	_	_	1, 546
合 計	2, 508, 900	_	_	1, 546

(注) 長期貸付金、破産更生債権等、長期未収入金、敷金及び保証金の一部につきましては回収時期を合理的に見込むことができないため、上表には記載しておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

21円10銭

(注) 当連結会計年度は連結損益計算書を作成しておりませんので、1株当たり当期純利益は記載 しておりません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月23日

株式会社Nuts 取締役会 御中

監查法人元和

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社Nuts(旧会社名 株式会社コモンウェルス・エンターテインメント)の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Nuts及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借 対照表

(平成29年3月31日現在)

		±1	V 1400
科目	金額	科目	金額
(資産の部)	2 560 205	(負債の部)	
流動資産	2, 569, 395	流動負債	1, 840, 136
現金及び預金	2, 427, 402	買 掛 金	49, 262
売 掛 金	79, 410	未 払 金	16, 997
商品及び製品	587	未 払 費 用	824
前 払 費 用	4, 527	未払法人税等	17, 501
関係会社短期貸付金	4, 500	前 受 金	1, 728, 000
そ の 他	52, 967	預り 金	27, 550
固 定 資 産	640, 866		
有 形 固 定 資 産	208, 650	固 定 負 債	88, 175
建物	140, 500	長期預り保証金	88, 175
車 両 運 搬 具	2, 966		
工具、器具及び備品	684		
土 地	64, 500		
無形固定資産	334, 600	負 債 合 計	1, 928, 311
商標権	238	(純資産の部)	
権利金	334, 362	株 主 資 本	1, 265, 988
		資 本 金	3, 568, 096
投資その他の資産	97, 615	資本剰余金	2, 618, 477
関係会社株式	1,000	資 本 準 備 金	2, 618, 477
出 資 金	48	利 益 剰 余 金	△4, 850, 819
長 期 貸 付 金	1, 434, 012	その他利益剰余金	△4, 850, 819
破産更生債権等	114, 673	繰越利益剰余金	△4, 850, 819
敷金及び保証金	346, 550	自 己 株 式	△69, 765
長期未収入金	275, 416	新 株 予 約 権	15, 962
そ の 他	16		
貸倒引当金	△2, 074, 102	純 資 産 合 計	1, 281, 950
資 産 合 計	3, 210, 262	負債純資産合計	3, 210, 262

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで

		科			F			金	額
売			上		高				892, 568
売		上		原	価				906, 229
	売		上	総	挡	Į	失		13, 660
販	売	費及	パ -	- 般 管	理費				344, 125
	営		業		損		失		357, 785
営		業	外	収	益				
	貸	倒	引	当	金 戻	入	額	300, 000	
	受		取		利		息	9	
	そ			Ø			他	5	300, 014
営		業	外	費	用				
	支		払		利		息	197	
	そ			Ø			他	53	251
	経		常		損		失		58, 022
特		別		損	失				
	減		損		損		失	2, 973	2, 973
₹	兑	引	前	当 其	朔 純	損	失		60, 996
注	去	人税、	住	民 税	及び	事 業	税		950
<u></u>	当	其	胡	純	損	!	失		61, 946

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで

			株	主 資	本		
		資本剰余金		利益剰余金			
	資 本 金	資本準備金	資本剰余金	その他利益 剰 余 金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		其十十四五	合 計	繰越利益剰 余金	合 計		
当 期 首 残 高	2, 910, 916	1, 961, 297	1, 961, 297	△4, 788, 873	△4, 788, 873	△69, 584	13, 756
事業年度中の変動額							
新株の発行	657, 180	657, 180	657, 180	_	_	_	1, 314, 360
当期純損失 (△)		_	_	△61,946	△61,946	_	△61,946
自己株式の取得	_	_	_	_	_	△181	△181
株主資本以外の項目の当期変動類(純額)							
事業年度中の変動額合計	657, 180	657, 180	657, 180	△61, 946	△61, 946	△181	1, 252, 231
当 期 末 残 高	3, 568, 096	2, 618, 477	2, 618, 477	△4, 850, 819	△4, 850, 819	△69, 765	1, 265, 988

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高		13, 756
事業年度中の変動額		
新株の発行		1, 314, 360
当期純損失 (△)		△61,946
自己株式の取得		△181
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	15, 962	15, 962
事業年度中の変動額合計	15, 962	1, 268, 193
当 期 末 残 高	15, 962	1, 281, 950

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

※記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法 묘

商

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下 げの方法により算定)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建 物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 6~8年

②無形固定資産 定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率 により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案 し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

12,173千円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	38,363千株	21,755千株		60,118千株

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

第三者割当増資による新株式発行による増加 21,755千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	129千株	1千株		130千株

(3) 剰余金の配当に関する事項 該当事項はありません。

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

当事業年度末日における当社が発行している新株予約権の目的となる普通株式数は13,880,000株 になります。

4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		(千円)
たな卸資産評価損否認額		616
未払事業税否認額		5, 034
減価償却超過額		11, 018
貸倒引当金繰入限度超過額		634, 675
繰越欠損金		466, 534
減損損失否認		604
差入保証金償却否認		36
その他		208
繰延税金資産	小計	1, 118, 728
評価性引当金		$\triangle 1, 118, 728$
繰延税金資産	合計	_
繰延税金資産の純額		_

5. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び主要株主等

(単位:千円)

										<u> 単位: 丁円/</u>
種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当 事者と の関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近 親者が議決権の 過半数を所有し ている会社	株式会社シップ	東京都港区	10, 000	マーケ ティン グ事業	_	事務所 の賃借 業務 委託	賃料の 支払等 業務 委託	18, 000 2, 000	未払金	3, 000 1, 000
役員及びその近 親者	森田浩章	_	_	当社代 表取締 役社長	被所有 直接 13.13%	借入金の返済	借入金の返済	20, 000	_	_

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれていません。
 - 2. 株式会社シップは、当社代表森田浩章及びその近親者が議決権の100%を直接保有しています。
 - 3. 上記の取引条件につきましては、市場価格を勘案して一般的な取引条件と同様に決定しております。
 - 4. 上記の短期借入金の返済には利息も含まれております。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

21円10銭

(2) 1株当たり当期純損失

1円22銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月23日

株式会社Nuts 取締役会 御中

監査法人元和

指 定 社 員 公認会計士 星 山 和 彦 印 業務執行社員 公認会計士 早 川 俊 介 印 業務執行社員 公認会計士 中 川 俊 介 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Nuts (旧会社名 株式会社コモンウェルス・エンターテインメント)の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査 証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断によ り、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリス クの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性に ついて意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施 に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその 附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査に は、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われ た見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討 することが含まれる。 当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第40期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査等委員会の監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明すると共に、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の 上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受 け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状 況を調査しました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、且つ適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内 部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘す べき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人元和の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人元和の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月26日

株式会社 Nuts 監査等委員会 常勤監査等委員条 川 勲 印 社外監査等委員西片 大 印 社外監査等委員松 尾 慎 祐 印

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考書類

第1号議案 定款の一部変更の件

1. 提案の理由

将来における事業規模の拡大に備え、機動的かつ柔軟な事業の推進の実行を可能にするため、第2条(目的)に「医療に関する事業」、「ホテル等の宿泊施設の運営」の追加、第19条(員数)の当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数を5名以内から10名以内に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを 目的とする。 (1) ~ (46) (条文省略) (新設) (新設) (新設) (47) 前各号に附帯する一切の業務	(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを 目的とする。 (1) ~ (46) (現行通り) (47) 医療に関する事業 (48) ホテル等の宿泊施設の運営 (49) 前各号に附帯する一切の業務
〈中略〉	〈中略〉
(員数) 第19条 当会社の取締役(監査等委員で ある取締役を除く。) は、 <u>5</u> 名以内とす る。 〈以下省略〉	(員数) 第19条 当会社の取締役(監査等委員で ある取締役を除く。)は、 <u>10</u> 名以内とす る。 〈以下省略〉

第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 5名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)全員(2名)は、本総会終結の時をもちまして任期満了となります。つきましては今後の事業規模の拡大のため、取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名を増員し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名の選任をお願いするものであります。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴	、当社における地位、担当 要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
ш ў	(11)	平成元年5月	株式会社ティーンズネットワークシップ設立(平成19年株式会社シップに商号	(株)
			変更)	,
	森 田 浩 章	平成10年12月	株式会社ガッツエンターテイメント設立	
1	(昭和44年5月23日生)	平成17年2月	株式会社 S. G. S. ORIGINAL 設立	
	("11111 0),110 H 11)	平成22年5月	株式会社キックス設立	7, 875, 000
		平成28年1月 平成28年2月	当社入社 当社経営戦略室室長	
		平成28年2月 平成28年6月	当社代表取締役社長(現任)	
		平成5年4月	株式会社エスエヌケイ入社	
		平成12年11月	株式会社ジャパンアミューズメントエー	
	+ + * 7 7 8		ジェンシー入社	
2	佐々木 浩 司	平成14年6月	同社営業部長	1,000
	(昭和36年3月28日生)	平成15年4月	当社入社	1,000
		平成17年4月	当社アミューズメント事業本部長	
		平成26年6月	当社取締役アミューズメント事業部長兼	
		III fine of the	コンテンツ事業部長(現任)	
	\ a _2	昭和60年4月 平成3年4月	大阪レジャー開発株式会社入社 株式会社アンシャンテ設立 代表取締役	
3	※ _{ナカムラケンジ} 中村健司	平成3年4月	株式会社Power M設立 代表取締役	_
3	(昭和40年9月27日生)	平成13年6月	当社入社	
		7,7,023 117,1	当社経営戦略室副室長(現任)	
		平成7年4月	株式会社日本ブレーンセンター(現:エ	
			ン・ジャパン株式会社)入社	
		平成14年4月	株式会社マーケティングリソースセンタ	
	**************************************		ー(現:エクスペリアンジャパン株式会社)	
4	毛 利 努		入社	_
	(昭和46年11月25日生)	T. Dooles I	同社社長室室長(現任)	
		平成28年3月	当社入社 当社経営戦略室副室長	
		平成28年6月	当社経営戦略室室長(現任)	
		平成7年8月	株式会社ホワイト・アトラス(現:エイベ	
		1,00. 1 000	ックス・マネジメント株式会社)入社	
		平成14年6月	株式会社アクシヴ(現:エイベックス・マネ	
			ジメント株式会社)取締役	
	X 7 7 7 7 7 4 5	平成16年9月	エイベックス株式会社(現:エイベックス	
5	※ _{ァ / ッ ァ * ラ} 阿 久 津 明 (昭和41年5月8日生)		・エンタテイメント株式会社) 取締役	_
	(昭和41年5月8日生)	平成25年10月	エイベックス・ヴァンガード株式会社(現	
			:エイベックス・マネジメント株式会社)	
		亚出90年4日	代表取締役社長	
		平成29年4月	エイベックス・グループ・ホールディン グス株式会社 顧問	
			ノハルスは、脚門	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. ※印は、新任の取締役(監査等委員である取締役を除く。) 候補者であります。
 - 3. 新任の取締役候補者のうち、毛利努氏及び阿久津明氏は社外取締役であります。
 - 4. 毛利努氏につきましては、マーケティング分野及び広告分野で豊富な経験を有し、当社の新規事業の推進に経営戦略室室長としてリーダーシップを発揮している事などから、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。なお、エクスペリアンジャパン株式会社の社長室室長を兼務しておりますが、当社と当該他の法人等との間には特別な利害関係はなく、当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
 - 5. 阿久津明氏につきましは、平成29年3月まで当社の特定関係事業者(主要な取引先)であった エイベックス・ヴァンガード株式会社において代表取締役を歴任しており、経営全般におけ る高度な知見と幅広い人脈を当社の経営に活かしてもらうことなどから、社外取締役として の職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役粂川勲氏は、本総会終結の時をもちまして任期満了となりますので、改めて監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略	F歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
クメカワイサオ	昭和43年4月	日本電信電話公社 (現東日本電信電話株式会社) 入社	(株)
条 川 勲 (昭和22年2月23日生)	平成元年4月 平成16年12月 平成20年4月 平成25年6月	株式会社アイビー化粧品入社 当社入社総務部長 当社内部監査室長 当社常勤監査役	_
	平成27年6月	当社監査等委員(現任)	

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 当社は、監査等委員である取締役候補者の粂川勲氏の選任が承認された場合、期待された役割を充分に発揮できるよう会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります

なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・取締役が任務を怠ったことによって会社法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合は、同 法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該監査等委員である取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額改定の件

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額は、平成27年6月26日開催の第38回定時株主総会において年額150百万円(ただし使用人分給与は含まない。)とご承認いただき現在に至っておりますが、第1号議案「定款の一部変更の件」及び第2号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件」が承認可決されますと、当社は取締役(監査等委員である取締役を除く。)が5名(うち社外取締役2名)となります。つきましては取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数変更にともない、報酬額を年額300百万円以内(うち社外取締役分は年額50百万円以内)と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

以上

「インターネットによる議決権行使について」

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承い ただきますよう、お願い申しあげます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことのみによって可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス http://www.web54.net

- 2. 議決権行使のお取り扱いについて
 - (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
 - (2) 議決権の行使期限は、平成29年6月28日 (水曜日) 午後6時までとなっておりますので、お早めのご行使をお願いいたします。
 - (3) 議決権を複数回行使された場合、最後に行われたものを有効な議決権としてお取り扱いいたします。
 - (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。
- 3. パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて
 - (1) パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。
 - (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
 - (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. システムに係わる条件について

- (1) ウェブブラウザ及び同アドインツール等で"ポップアップブロック"機能を有効とされている場合、同機能を解除(または一時解除)するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの"Cookie"使用を許可するようにしてください。
- (2) 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバ及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている

場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせについて

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、以下 の専用ダイヤルまでお問い合わせください。

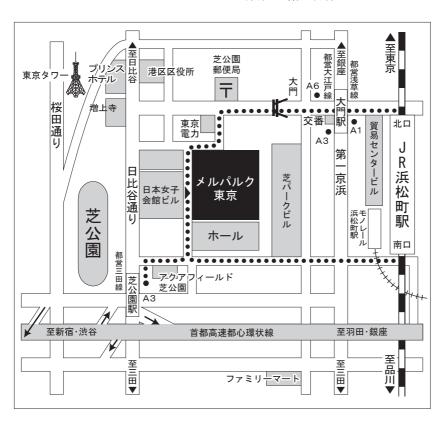
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート専用フリーダイヤル お問い合わせ先:0120-652-031(受付時間9:00~21:00)

〈メーモー欄〉		

	メ〉	モ	欄〉
_			
_			

株主総会会場ご案内図

(会場)東京都港区芝公園二丁目5番20号 メルパルク東京 3階 百合



(交 通) ① J R

浜松町駅(北口)又は(南口) S5階段「金杉橋方面」から徒歩8分

②モノレール

浜松町駅(北口)から徒歩8分

③地下鉄

芝公園駅(都営三田線「東急目黒線乗入」) A3出口から徒歩2分 大門駅(都営浅草線「京浜急行・京成乗入」、都営大江戸線)

> A3出口から徒歩4分 A6出口から徒歩4分 A1出口から徒歩5分